

確 約 書

〔石川 淳〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 栃木県宇都宮市
(氏 名) 石川 淳



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔田中 健寛〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所） 茨城県笠間市 [REDACTED]
（氏 名） 田中 健寛



乙 （住 所） 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称） 株式会社ジェイテック
（代表者名） 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【長谷川 広樹】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 茨城県土浦市 [REDACTED]
(氏 名) 長谷川 広樹



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔神野 翔太〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 茨城県 水戸市 [住所] [住所]
(氏 名) 神野 翔太



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔藤原克樹〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 群馬県太田市
(氏 名) 藤原克樹



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【 青木 康介 】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）北海道札幌市
（氏 名）青木 康介



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔青木 美帆〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 茨城県つくば市 [住所] [住所]
(氏 名) 青木 美帆



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[佐藤 秀斗] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 栃木県宇都宮市 [REDACTED]
(氏 名) 佐藤 秀斗



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔岡本大希〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所） 栃木県宇都宮市 [REDACTED]
（氏 名） 岡本大希



乙 （住 所） 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称） 株式会社ジェイテック
（代表者名） 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔町田 祐輔〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 群馬県高崎市 [住所隠蔽]
(氏 名) 町田 祐輔



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔小島 康行〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 東京都文京区 [REDACTED]
(氏 名) 小島 康行

印



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔中島 勝良〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所） 神奈川県横浜市 [REDACTED]
（氏 名） 中島 勝良



乙 （住 所） 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称） 株式会社ジェイテック
（代表者名） 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔相原、正治〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）神奈川県川崎市
（氏 名）相原、正治



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[上野 佑馬] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 東京都目黒区 [REDACTED]
(氏 名) 上野 佑馬



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【一戸 昭呉】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）青森県弘前市
（氏 名）一戸 昭呉



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 章



確 約 書

【藤嶋法康】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所)
(氏 名)

東京都町田市

藤嶋法康

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔田邊 恭弘〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）神奈川県相模原市
（氏 名）田邊 恭弘



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔深能 正弘〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所） 東京都昭島市 [REDACTED]
（氏 名） 深能 正弘



乙 （住 所） 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称） 株式会社ジェイテック
（代表者名） 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔永岡 誠〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）埼玉県川越市
（氏 名）永岡 誠



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【谷村幸太郎】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 神奈川県横浜市中区
(氏 名) 谷村 幸太郎



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔西山直樹〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 神奈川県横浜市中区
(氏 名) 西山 直樹 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔石塚理華〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 東京都青梅市 [住所] [住所]
(氏 名) 石塚理華



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[山本美芽] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 東京都昭島市 [住所隠蔽]
(氏 名) 山本美芽



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔熊本 亜由美〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）東京都文京区 [REDACTED]
（氏 名） 熊 本 亜由美



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔程美範幸〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所)
(氏 名)

静岡県湖西市
程美範幸



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【石川勝乙】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所） 静岡県浜松市 [REDACTED]
（氏 名） 石川 勝乙



乙 （住 所） 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称） 株式会社ジェイテック
（代表者名） 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔 杉 端 努 〕 (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 静岡県浜松市
(氏 名) 杉 端 努

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[澤野 昇] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 澤野 昇

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【白井 努】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）静岡県浜松市
（氏 名）白井 努



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【い 頼 由 祐】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 
(氏 名) い 頼 由 祐 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔藤原 貴彦〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲（住 所）
（氏 名）

静岡県浜松市

藤原 貴彦



乙（住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[堀 順一] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 堀 順一 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[工藤 隆彰] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [住所] [住所]
(氏 名) 工藤 隆彰



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[鈴木 健司] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 鈴木 健司



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[山下 健一] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 静岡県静岡市清水区 [住所] 〇〇〇〇〇〇
(氏 名) 山下 健一



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔白石光則〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 栃木県下都賀郡生田町 [REDACTED]
(氏 名) 白石光則

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【安形 和晃】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 安形 和晃 (安形) 印

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 (ジェイテック)

確 約 書

[渡辺 潤一] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 静岡県静岡市清水区
(氏 名) 渡 辺 潤 一



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔福田圭佑〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 静岡県浜松市
(氏 名) 福田 圭佑



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【三浦麻紀】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 三浦 麻紀 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔佐藤 孝〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 愛知県名古屋市中区
(氏 名) 佐藤 孝



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【小塚 忠】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 愛知県豊明市 [REDACTED]
(氏 名) 小塚 忠



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【 亀井正典 】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）愛知県東海市
（氏 名）亀井正典



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔**不村嘉伸**〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）**愛知県小牧市**
（氏 名）**不村嘉伸**



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔横田 伸治〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲（住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号

（氏 名）横田 伸治

印

乙（住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル

（名 称）株式会社ジェイテック

（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[金元 幸太] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 愛知県名古屋市中区
(氏 名) 金元 幸太



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔浅田 章人〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 愛知県一宮市
(氏 名) 浅田 章人



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[幸田 英樹] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 京都府長岡京市 [住所隠蔽]
(氏 名) 幸田 英樹 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔平井邦幸〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）奈良県五條市
（氏 名）平井邦幸



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔山元直樹 〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 大阪府 堺市 [REDACTED]
(氏 名) 山元 直樹



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔 野村 香奈 〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 大阪府高槻市 [REDACTED]
(氏 名) 野村 香奈 印

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔**山本 雅規**〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 大阪府高槻市 [REDACTED]
(氏 名) 山本 雅規



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【中村 敏三】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 大阪府堺市 [REDACTED]
(氏 名) 中村 敏三



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[原田裕幸] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 兵庫県神戸市 [住所] [住所]
(氏 名) 原田 裕幸



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【小井沼 昌昭】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）~~京都府京都市~~
（氏 名）小井沼 昌昭



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔高尾美德〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）奈良県奈良市 [REDACTED]
（氏 名）高尾美德



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【 岩井 聡 】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）大阪府枚方市 [REDACTED]
（氏 名）岩井 聡



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔 橋 恵太 〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 兵庫県神戸市 [住所] [住所]
(氏 名) 橋 恵太



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[寺野 裕樹] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 大阪府池田市 [住所] [住所]
(氏 名) 寺野 裕樹



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[津川 光明] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 熊本県熊本市 [REDACTED]
(氏 名) 津川 光明



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[稲垣 雄太] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 福岡県福岡市 [住所] [住所]
(氏 名) 稲垣 雄太



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【**ハ木雅治**】（以下「甲」という。）及び**株式会社ジェイテック**（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）愛知県刈谷市
（氏 名）ハ木雅治



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔 高 木 陽 子 〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）〒~~410-0000~~ 静岡県沼津市
（氏 名） 高 木 陽 子



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[岩崎麻美] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 千葉県松戸市
(氏 名) 岩崎麻美



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【 栗田 昌樹 】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 埼玉県草加市 [REDACTED]
(氏 名) 栗田 昌樹



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔濱島 博和〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）愛知県名古屋市
（氏 名）濱島 博和



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔村田 竜三〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 東京都練馬区 [REDACTED]
(氏 名) 村田 竜三



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【西村朝予】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）神奈川県川崎市 [REDACTED]
（氏 名）西村朝予



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔木谷 勝〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 茨城県市 [REDACTED]
(氏 名) 木谷 勝 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔柳澤幸兵〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）神奈川県相模原市 [REDACTED]
（氏 名）柳澤 幸兵

乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【 村田 小枝子 】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所） 東京都練馬区 [REDACTED]
（氏 名） 村田 小枝子



乙 （住 所） 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称） 株式会社ジェイテック
（代表者名） 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔南地 佑太 〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）愛知県名古屋市中区
（氏 名）南地 佑太



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【興格豪宏】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）東京都台東区 [REDACTED]
（氏 名）興格豪宏



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔播磨 紀彦〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 千葉県船橋市 [住所] [住所]
(氏 名) 播磨 紀彦 [印]

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 [印]

確 約 書

「日永健一」(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 埼玉県越谷市 [住所] [住所]
(氏 名) 日永 健一



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【 本 知 世 】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所） 東京都江戸川区 [REDACTED]
（氏 名） 本 知 世



乙 （住 所） 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称） 株式会社ジェイテック
（代表者名） 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔印井武〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 岐阜県大垣市 [REDACTED]
(氏 名) 印 井 武. 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔高橋 宣光 〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）埼玉県川口市
（氏 名）高橋 宣光



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔 遠藤 紘太 〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 東京都府中市 [REDACTED]
(氏 名) 遠藤 紘太



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔高橋 健〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）
（氏 名）

神奈川県藤沢市
高橋 健



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔熊谷叶子〕 (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 大阪府吹田市
(氏 名) 熊谷叶子



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔西田 和弘〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲

(住 所)
(氏 名)

千葉県習志野市
西田 和弘



乙

(住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【野口輝人】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所)
(氏 名)

千葉県浦安市
野口 輝人



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[蘇野雄太] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 埼玉県越谷市 [REDACTED]
(氏 名) 蘇野 雄太 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

【八尋達樹】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲（住 所）福岡県福岡市
（氏 名）八尋達樹



乙（住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔石垣 嘉也〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 大阪府大阪市
(氏 名) 石垣 嘉也



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔佐野 拓真〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 名古屋市
(氏 名) 佐野 拓真



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【 本城胤貴 】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 茨城県ひたちなか市 [REDACTED]
(氏 名) 本城胤貴



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[五明 瑞貴] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 千葉県市川市 [REDACTED]
(氏 名) 五明 瑞貴



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔石原 亮介 〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 磐田市 [住所隠蔽]
(氏 名) 石原 亮介



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[黄 馨 春] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所)
(氏 名)

千葉県 松戸市
黄 馨 春



乙

(住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【柳川 信】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 静岡県静岡市 [REDACTED]
(氏 名) 柳川 信



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【 甘利 亮介 】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）埼玉県川口市
（氏 名） 甘利 亮介



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[澤野 誠] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 千葉県市川市 [住所] [住所]
(氏 名) 澤野 誠



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【小山和久】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所)
(氏 名)

兵庫県西宮市

小山 和久



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔古賀誠一〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）福岡県福岡市
（氏 名）古賀誠一



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔藤井 慎太郎〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）大阪府枚方市
（氏 名）藤井 慎太郎



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[南方 健汰] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 滋賀県大津市 [REDACTED]
(氏 名) 南方 健汰



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【中野夏樹】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）東京都荒川区
（氏 名）中野夏樹



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔 橘 純一 〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所)
(氏 名)

大阪府羽曳野市

橘 純一



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔 石田 富敬 〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 愛知県犬山市 [住所] 印
(氏 名) 石田 富敬

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

吉田 恭史] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 北海道札幌市
(氏 名) 吉田 恭史



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔紺谷 寛子〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）岐阜県各務原市 [REDACTED]
（氏 名）紺谷 寛子



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【山田 将汰】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）東京都三鷹市 [REDACTED]
（氏 名）山田 将汰



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[伴 井 悠 人] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 奈良県奈良市 [REDACTED]
(氏 名) 伴 井 悠 人



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔王燕琴〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所） 東京都江東区 [REDACTED]
（氏 名） 王 燕 琴 印

乙 （住 所） 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称） 株式会社ジェイテック
（代表者名） 代表取締役社長 藤本 彰 印

確 約 書

【 岡 拓 実 】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所） 兵庫県神戸市
（氏 名） 岡 拓 実

乙 （住 所） 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称） 株式会社ジェイテック
（代表者名） 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【三井政明】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）東京都多摩市 [REDACTED]
（氏 名）三井政明



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【阮楚迎】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 大阪市 阮楚迎
(氏 名) 阮楚迎

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔 岩崎 孝紀 〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）
（氏 名）

大阪府豊中市
岩崎 孝紀



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[岡田祐美] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 茨城県守谷市 [住所] (氏 名) 岡田 祐美 (印)

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル (名 称) 株式会社ジェイテック (代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 (印)

確 約 書

[青木 克社] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 埼玉県ふじみ野市 [REDACTED]
(氏 名) 青木 克社



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔 岩佐純子 〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所） 東京都葛飾区 [REDACTED]
（氏 名） 岩佐純子 

乙 （住 所） 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称） 株式会社ジェイテック
（代表者名） 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔岡谷 智代〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 福岡県大野城市 [REDACTED]
(氏 名) 岡谷 智代 (印)

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 (印)

確 約 書

【吉川裕勝】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 千葉県船橋市 [REDACTED]
(氏 名) 吉川 裕勝  印

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔石井忠次〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 千葉県市川市
(氏 名) 石井 忠次



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔重吉 麻由美〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所） 埼玉県北埼玉郡吉見町 [REDACTED]
（氏 名） 重吉 麻由美



乙 （住 所） 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称） 株式会社ジェイテック
（代表者名） 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[野村一郎] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 東京都港区市川 [住所] [住所]
(氏 名) 野 村 一 郎 [印]

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 [印]

確 約 書

[田中義朋] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 東京都足立区 [REDACTED]
(氏 名) 田中 義朋



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[澤田 健二] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 千葉県松戸市 [REDACTED]
(氏 名) 澤田 健二

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[利本 快] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 神奈川県横浜市 [REDACTED]
(氏 名) 利本 快

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔吉岡 祐史〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 埼玉県入間市 [REDACTED]
(氏 名) 吉岡 祐史



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔甲 中 信 郎〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 千葉県船橋市 [REDACTED]
(氏 名) 中 村 信 郎 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[人見峰史] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

2021年2月2日

甲

(住所)
(氏名)

栃木県宇都宮市

人見峰史



乙

(住所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[稲佐好孝] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 大阪府大阪市
(氏 名) 稲佐好孝



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【肥田 政一】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 神奈川県川崎市
(氏 名) 肥田 政一



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[澤口宣子] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 静岡県沼津市 [住所] [住所]
(氏 名) 澤口 宣子



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[高間 浩一] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 広島県広島市 [住所] [住所]
(氏 名) 高間 浩一



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔林口正道〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）福岡県福岡市
（氏 名）林口正道

乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔小林 紀子〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）
（氏 名）

千葉県八千代市
小林 紀子



乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【寺尾一良】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所)
(氏 名)

長野県松本市

寺尾一良



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔沖永 裕子 〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 千葉県佐倉市 [REDACTED]
(氏 名) 沖永 裕子



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【立原 和行】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 埼玉県鴻巣市 [住所] [住所]
(氏 名) 立原 和行



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【 山下 美空 】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 千葉県市原市 [REDACTED]
(氏 名) 山下 美空



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【森 あやか】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 （住 所）千葉県千葉市 [住所] [住所]
（氏 名） 森 あやか [印]

乙 （住 所）東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
（名 称）株式会社ジェイテック
（代表者名）代表取締役社長 藤本 彰 [印]

確 約 書

〔土居千穂〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 兵庫県川西市 [住所] [住所]
(氏 名) 土居 千穂



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[川辺 充美] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2021年2月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2021年2月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2021年2月2日

甲 (住 所) 千葉県浦安市 [住所隠蔽]
(氏 名) 川辺 充美



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰

